

件名	愛媛県ふぐ取扱者条例及び愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	1. 愛媛県ふぐ取扱者条例（昭和 27 年条例第 63 号） 2. 愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 17 年条例第 15 号）
<p>【改正の概要】</p> <p>ふぐの取扱所の届出制度を設けるとともに、知事の権限に属する事務の一部を保健所を設置する市が処理することとするため、愛媛県ふぐ取扱者条例の一部を改正する。</p> <p>また、あわせて愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例のうち、愛媛県ふぐ取扱者条例の改正に係る部分について、一部を改正する。</p> <p>1. 愛媛県ふぐ取扱者条例</p> <p>(1) ふぐの取扱所の届出に関する規定を新設する。</p> <p>(2) 当該届出に係る事務について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づく松山市が処理する事務に追加する。</p> <p>2. 愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</p> <p>(1) 電子情報処理組織による処分通知等（第 4 条）の適用除外（第 7 条）の規定に、ふぐ取扱所届出済証を追加する。</p>	
施行日	平成 29 年 10 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p>	